

学校感染症等に係る登校に関する意見書

常翔啓光学園中学校・高等学校

中・高 年 組 名前

←太枠内を記入し、病院受診時に持参してください。

下記の疾患に罹患していたため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、感染の恐れがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

1、病名 *いずれかに○、もしくは記入してください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ 及び中東呼吸器症候群
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他の感染症	[]

2、期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

3、登校許可日 : 年 月 日から登校可とします。

年 月 日

医療機関名
所在地

医師名

印

おもな学校感染症

学校で流行が広がる可能性の高い感染症については、「出席停止」措置が取られます。次のような感染症と診断された場合には、医師の指示に従い、感染の恐れがなくなるまで出席停止になります。

●第一種● 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、鳥インフルエンザ（H5N1型）、中東呼吸器症候群

●第二種● 出席停止期間は下表のとおり。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

●第三種● 病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止とする。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（注1）

（注1）：その他の感染症とは学校で集団的な流行が発生する可能性がある場合や、その他の感染を防ぐため必要があると思われた場合に限り、学校長が学校医の意見を聞き、緊急的に第三種の感染症として措置ができる感染症。（例）溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、手足口病、他

※表の「学校感染症等に係る登校に関する意見書」を学校へ提出してください。